

第91号議案

町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年(2011年)12月1日

提出者 町田市長 石阪丈一

## 町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 町田市障がい者施策推進協議会条例(平成22年10月町田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第4項」を「第34条第4項」に改める。

第2条第1項第1号中「第26条第5項」を「第34条第5項」に改める。

第2条 町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第4項」を「第36条第4項」に改める。

第2条第1項第1号中「第34条第5項において準用する同条第2項各号」を「第36条第4項各号」に改め、同項第2号中「第88条第6項」を「第88条第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 (町田市障がい者施策推進協議会条例第2条第1項第2号の改正規定を除く。) 公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する日のいずれか遅い日

(3) 第2条中町田市障がい者施策推進協議会条例第2条第1項第2号の改正規定  
平成24年4月1日

町田市障がい者施策推進協議会条例新旧対照表

第1条による改正

\_\_\_\_\_部分は改正部分

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第34条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。	第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第26条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。 (1) 法第34条第5項において準用する同条第2項各号に掲げる事務 (2) 略 2 略	第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。 (1) 法第26条第5項において準用する同条第2項各号に掲げる事務 (2) 略 2 略

町田市障がい者施策推進協議会条例新旧対照表

第2条による改正

\_\_\_\_\_部分は改正部分

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第 <u>36条第4項</u> の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。	第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第 <u>34条第4項</u> の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。	第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。
(1) 法第 <u>36条第4項各号</u> に掲げる事務	(1) 法第 <u>34条第5項</u> において準用する同条 <u>第2項各号</u> に掲げる事務
(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第 <u>88条第7項</u> に規定する事項	(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第 <u>88条第6項</u> に規定する事項
2 略	2 略